平成２２年　９月　３日

町　民　各位

広川町役場　総務政策課

防災行政無線の戸別受信機の無償貸与（設置）の希望調査について

町では防災行政無線放送を確実に伝達するために、町内に住所を有している各家庭に原則１台の戸別受信機の無償貸与（設置）を計画しております。

設置については、今年度から３カ年で順次設置していく予定にしており、戸別受信機購入のため今回申し込みを兼ねた設置希望世帯の調査を行うことになりました。

設置費用は無料で、町から委託した業者が申し込みのあった家庭へ順次設置していく流れになります。

戸別受信機の詳細については、右側に記載しているとおりですので、設置を希望されるご家庭は、下記の申込用紙に記入の上、**９月２４日（金）までに区長さんまで申し込んでください。**

※すでに戸別受信機を設置済みの家庭で、機器に不具合がある場合は申し込んでください。
不具合なく使用できている場合は、申し込の必要はありません。

※お問い合わせは、総務政策課（電話６３－１１２２）まで。

キ　リ　ト　リ

戸別受信機設置申込書

次のとおり、防災行政無線の戸別受信機の無償貸与（設置）を申し込みます。

住　　所　広川町　　（行政区　　）

世帯主氏名　　㊞

電 話 番 号

特　記

２台以上の設置を希望される場合の希望台数と理由　　希望台数　　台

・同一世帯であるが住居が異なる（別棟）
・その他の理由

○戸別受信機の特徴

受信機本体（壁付けや机上に置きます。）

①放送

自動で放送が入ります。

音量の調節ができますが、音量ボリュームを最小にしていても緊急放送は、最大音量で流れます。

②設置場所

コンセントの近くでご希望される所に設置しますが、家電製品から離れた場所にお願いします。
できるだけ窓際への設置をお願いします。
なお、延長コードが必要な場合は、各家庭での負担（購入費用）が必要です。

③電源

平常時には、コンセントからの電気を使用します。
停電時には、内蔵しています乾電池に切り替わり受信することができます。
※停電時用にセットしてある乾電池（単２型４本）は停電が無くても自動放電するため、約１年に１回の電池交換が必要です。
電池の用意及び交換は、各家庭でお願いします。

④アンテナ

電波の不安定な地域や電波障害等で正常に電波が受信できない場合は、屋外アンテナを取り付け、宅内の戸別受信機まで同軸ケーブルの引き込み工事を行います。

※受信機の故障については、正常な使用状態での故障は町の負担で修理しますが、故意又は重大な過失による故障の場合は、設置家庭での実費弁償となります。